

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">長崎県公共建築工事積算基準等資料</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 工事費</p> <p>第3編 共通費</p> <p>    第1章 共通事項</p> <p>    第2章 離島調整費</p> <p>    第3章 共通仮設費</p> <p>    第4章 現場管理費</p> <p>    第5章 一般管理費等</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p>    第1章 共通事項</p> <p>    第2章 建築工事           ※参照</p> <p>    第3章 電気設備工事       ※参照</p> <p>    第4章 機械設備工事       ※参照</p> <p>    第5章 昇降機設備工事     ※参照</p> <p>附表 補正市場単価算出方法   ※参照</p> <p>（※）「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料（令和6年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県公共建築工事積算基準等資料</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 工事費</p> <p>第3編 共通費</p> <p>    第1章 共通事項</p> <p>    第2章 離島調整費</p> <p>    第3章 共通仮設費</p> <p>    第4章 現場管理費</p> <p>    第5章 一般管理費等</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p>    第1章 共通事項</p> <p>    第2章 建築工事           ※参照</p> <p>    第3章 電気設備工事       ※参照</p> <p>    第4章 機械設備工事       ※参照</p> <p>    第5章 昇降機設備工事     ※参照</p> <p>附表 補正市場単価算出方法   ※参照</p> <p>（※）「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>第2編 工 事 費</p> <p>1 公共料金等の取扱い  <u>以下の(イ)から(ホ)を追加する場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」を乗じない。なお、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。</u>  <u>(イ) 現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合の費用</u>  <u>(ロ) 仮設建築物の行政手数料</u>  <u>(ハ) 浄化槽の行政手数料</u>  <u>(ニ) 昇降機の行政手数料</u>  <u>(ホ) 水道の負担金(敷地内)</u></p> <p>2 数値の取扱い            設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として千円単位となるように調整する。</p> <p>3 工事の一時中止に伴う増加費用            (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)に基づき、当該費用の内容(項目・数量)の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。            (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。            (3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。            イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。)に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものである。            (イ) 工事現場の維持に要する費用            工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員(専門職種を含む。以下同じ)を保持するために必要とされる費用等とする。            (ロ) 工事体制の縮小に要する費用            工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。            (ハ) 工事の再開準備に要する費用            (略)</p>	<p>第2編 工 事 費</p> <p>1 公共料金の取り扱い            現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用に「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」を乗じない。</p> <p>2 数値の取り扱い            設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として千円単位となるように調整する。</p> <p>3 工事の一時中止に伴う増加費用            (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)に基づき、当該費用の内容(項目・数量)の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。            (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。            (3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。            イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。)に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものである。            (イ) 工事現場の維持に要する費用            工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員(専門職種を含む。以下同じ)を保持するために必要とされる費用等とする。            (ロ) 工事体制の縮小に要する費用            工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。            (ハ) 工事の再開準備に要する費用            (略)</p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>第3編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 共通費算定に関する数値の<b>取扱い</b></p> <p>(1) 率による算定 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。</p> <p>(2) 積み上げによる算定 積み上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。</p> <p>(3) 一般管理費等 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が千円単位となるように一般管理費等で調整する。</p> <p>2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。 ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。 ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事、<u>機械設備工事及び昇降機設備工事</u>のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合 イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 (イ) (略) (ロ) (略)</p>	<p>第3編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 共通費算定に関する数値の<b>取り扱い</b></p> <p>(1) 率による算定 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。</p> <p>(2) 積み上げによる算定 積み上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。</p> <p>(3) 一般管理費等 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が千円単位となるように一般管理費等で調整する。</p> <p>2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。 ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。 ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事及び<u>機械設備工事</u>のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合 イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 (イ) (略) (ロ) (略)</p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>(ハ) (略)</p> <p>ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事 <u>が、工事内容及び工事費</u> から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。</p> <p>5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。</p>	<p>(ハ) (略)</p> <p>ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事 <u>(昇降機設備工事を除く。)</u> <u>が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として(1)イ、(イ)及び(ロ)による。ただし、工事内容、工事費及び工期</u> から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p><u>(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合</u></p> <p><u>イ. 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(1)イ.による。</u></p> <p><u>ロ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</u></p> <p>4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。</p> <p>5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。</p> <p><u>6 工事に伴う湧水の排出費用</u></p> <p><u>共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用(下水道料金のみ)は含まないものとする。</u></p> <p><u>7 新営繕工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い</u></p> <p><u>(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い</u></p> <p><u>鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補</u></p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p><u>6</u> <u>とりこわし工事の取扱い</u>  <u>とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1に基づき、建築物を解体する工事をいう。</u>  <u>建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。</u></p> <p><u>7</u> とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定          以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。ただし、とりこわし工事において見積りにより共通費を計上しない場合は、第3編第3章2(1)イ. (ハ) ①及び第4章2(1)イ. (ロ) ①により共通費を算定することができる。  <u>・とりこわし工事</u>          ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事          ・造園工事          ・舗装工事          ・さく井設備工事、等</p> <p><u>8</u> 指定部分及び指定部分工期          原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。          なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。</p> <p><u>9</u> 産廃税、有価物の取り扱い          産廃税及び有価物控除に対する共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は計上しない。また、産廃税及び有価物控除は、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率を算定する場合の直接工事費、純工事費、工事原価には含まない。</p> <p>第2章 離島調整費</p> <p>1 離島調整費の算定方法          離島調整費は、離島調整費率により算定する。          離島調整費＝（直接工事費－離島調整費対象外の直接工事費）× 離島調整費率</p>	<p><u>正の対象とする。</u></p> <p><u>8</u> とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定          以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。ただし、とりこわし工事において見積りにより共通費を計上しない場合は、第3編第3章2(1)イ. (ニ) ①及び第4章2(1)イ. (ハ) ①により共通費を算定することができる。          ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事          ・造園工事          ・舗装工事  <u>・とりこわし工事</u>          ・さく井設備工事、等</p> <p><u>9</u> 指定部分及び指定部分工期          原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。          なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。</p> <p><u>10</u> 産廃税、有価物の取り扱い          産廃税及び有価物控除に対する共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は計上しない。また、産廃税及び有価物控除は、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率を算定する場合の直接工事費、純工事費、工事原価には含まない。</p> <p>第2章 離島調整費</p> <p>1 離島調整費の算定方法          離島調整費は、離島調整費率により算定する。          離島調整費＝（直接工事費－離島調整費対象外の直接工事費）× 離島調整費率</p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>第3章 共通仮設費</p> <p>1 共通仮設費の区分            共通仮設費は、<u>建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する（離島調整費を算定する場合は、それぞれ離島調整費対象部分と対象外部分を区分して算定する。）</u>。</p> <p>2 共通仮設費の算定方法            (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 共通仮設費率による算定            (イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）            ①共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。            ④. 工期を日数（「〇〇日間」）にて定めた場合は、その日数とする。            ⑤. 現場施工の着手時期が明示されている場合は、現場着手指定日から工期末までの期間の日数とする。            ⑥. 契約締結に議会の議決が必要な場合は、当該議案採決予定日の翌日から工期末までの期間とする。            ②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p>(ロ) 監理事務所を設けない場合の補正            ①建築工事において、共通費基準 3（3）表-6に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K<sub>r</sub>）に以下の補正値を乗じる。</p>	<p>第3章 共通仮設費</p> <p>1 共通仮設費の区分            共通仮設費は、<u>一般工事、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費に区分して算定する（離島調整費を算定する場合は、それぞれ離島調整費対象部分と対象外部分を区分して算定する。）</u>。  <u>なお、ここでいう一般工事とは鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費以外をいう。</u></p> <p>2 共通仮設費の算定方法            (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 共通仮設費率による算定            (イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）            ①共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。            ④. 工期を日数（「〇〇日間」）にて定めた場合は、その日数とする。            ⑤. 現場施工の着手時期が明示されている場合は、現場着手指定日から工期末までの期間の日数とする。            ⑥. 契約締結に議会の議決が必要な場合は、当該議案採決予定日の翌日から工期末までの期間とする。            ②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。  <u>(ロ) 鉄骨工事の場合の補正</u>  <u>共通費基準 3（4）の場合は、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。</u>  <u>なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。</u></p> <p>(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正            ①建築工事において、共通費基準 3（3）表-6に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K<sub>r</sub>）に以下の補正値を乗じる。</p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後				改定前			
直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える	直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988	補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988
Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円） 注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。 注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK <sub>r</sub> に乗じる。				Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円） 注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。 注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK <sub>r</sub> に乗じる。			
※ (ハ) ①又は (三) による共通仮設費率2.0%に対する当該補正は行わない。				※ (三) ①又は (ホ) による共通仮設費率2.0%に対する当該補正は行わない。			
(ハ) とりこわし工事を発注する場合 ①主な工事がとりこわし工事の場合 <u>処分費を除く建築工事（新営建築工事、改修建築工事及びとりこわし工事）</u> の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により、 <u>新営建築工事又は改修建築工事の共通仮設費を算定し</u> 、とりこわし工事の共通仮設費は共通仮設費率を2.0%として算定する。 なお、とりこわし工事の <u>直接仮設工事、石綿含有建材処理工事（積込み及び運搬費を含む。）及び積み上げによる共通仮設費は、新営建築工事に含めて算定する。</u>				(三) とりこわし工事を発注する場合 ①主な工事がとりこわし工事の場合 <u>一般工事でとりこわし工事</u> の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により <u>一般工事の共通仮設費を算定する。また、</u> とりこわし工事の共通仮設費は共通仮設費率を2.0%として算定する。 なお、とりこわし工事 <u>に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（新営建築工事）として取り扱う。</u> <u>また、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費ととりこわし工事の純工事費に区分する。</u>			
②主な工事（ <u>新営工事又は改修工事</u> ）にとりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事に <u>含めて算定する。</u>				②主な工事（ <u>一般工事</u> ）にとりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事の <u>率を採用する。</u>			
(三) 外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合（設備工事及びとりこわし工事を除く。） <u>処分費を除く建築工事（当該専門工事を含む。）</u> の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により、 <u>当該専門工事以外の建築工事の共通仮設費を算定し</u> 、当該専門工事の共通仮設費は共通仮設費率を2.0%として算定する。 なお、当該専門改修工事の <u>直接仮設工事、石綿含有建材処理工事（積込み及び運搬費を含む。）及び積み上げによる共通仮設費は、当該専門工事以外の改修建築工事に含めて算定する。</u>				(ホ) 外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合（設備工事及びとりこわし工事を除く。） <u>一般工事と当該専門工事</u> の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により <u>一般工事の共通仮設費を算定する。また、</u> 当該専門工事の共通仮設費は共通仮設費率を2.0%として算定する。 なお、当該専門改修工事 <u>に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（改修建築工事）として取り扱う。</u> <u>また、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費と当該専門工事の純工事費に区分する。</u>			
(ホ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、 <u>処分費を除く</u> 直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により <u>直接工事費からリース料及び処分費を除いた額</u> の共通仮設費を算定する。				(ハ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、 <u>一般工事とリース料</u> の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により <u>一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</u>			
(ハ) 直接工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合 (略)				(ト) 直接工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合 (略)			
(ト) 共通仮設費率の留意事項 ① (略)				(チ) 共通仮設費率の留意事項 ① (略)			

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>② (略)</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(ロ) 仮設建物費 ① 宿舍、設計図書による現場環境改善費用 ② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用 ③ 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容</p> <p>(ハ) 工事施設費 仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用</p> <p>(ニ) 環境安全費 安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の<u>防護</u>シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p> <p>(ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金</p> <p><u>(ヘ) 屋外整理清掃費</u> <u>除雪に要する費用</u></p> <p><u>(ト) 機械器具等</u> ① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表 2-1～表 2-5 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p> <p>(共通事項) 1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。 2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。 3. <math>A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2</math>（計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。） 4. N=階数 5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。 6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。</p>	<p>② (略)</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(ロ) 仮設建物費 ① 宿舍、設計図書による現場環境改善費用 ② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用 ③ 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容</p> <p>(ハ) 工事施設費 仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用</p> <p>(ニ) 環境安全費 安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の<u>養生</u>シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p> <p>(ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金</p> <p><u>(ヘ) 機械器具等</u> ① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表 2-1～表 2-5 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p> <p>(共通事項) 1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。 2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。 3. <math>A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2</math>（計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。） 4. N=階数 5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。 6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。</p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前																																																																																																																																																														
<p>7. 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。</p> <p>8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。</p> <p><u>9. 表2-1～表2-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。</u></p> <p>表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>規格</th> <th>存置日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>25t</td> <td>13.6×A+5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>25t</td> <td>18.0×A+10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>25t</td> <td>22.4×A+14.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>25t</td> <td>26.8×A+19.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>25t</td> <td>31.2×A+24.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>規格</th> <th>存置日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B1</td> <td>25t</td> <td>9.5×A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階数</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="3">存置日数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>100㎡未満</th> <th>300㎡未満</th> <th>500㎡未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1</td> <td>25t</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階数(N)</th> <th>規格</th> <th>存置日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>16t</td> <td>2.3×A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>16t</td> <td>5.4×A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>16t</td> <td>8.5×A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ロングスパン工事用エレベータ1t未満</td> <td>18.5×N+40.5</td> <td>建築面積1,000㎡ごとに1台</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ロングスパン工事用エレベータ1t未満</td> <td>18.5×N+40.5</td> <td>建築面積1,000㎡ごとに1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>規格</th> <th>存置日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B1</td> <td>16t</td> <td>6.4×A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。</p>	階数	規格	存置日数	備考	1	25t	13.6×A+5.2		2	25t	18.0×A+10.0		3	25t	22.4×A+14.8		4	25t	26.8×A+19.6		5	25t	31.2×A+24.4		階数	規格	存置日数	備考	B1	25t	9.5×A		階数	規格	存置日数			備考	100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	P1	25t	4	5	6		階数(N)	規格	存置日数	備考	1	16t	2.3×A		2	16t	5.4×A		3	16t	8.5×A		4	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台	5	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台	階数	規格	存置日数	備考	B1	16t	6.4×A		<p>7. 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。</p> <p>8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。</p> <p>表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>規格</th> <th>存置日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>25t</td> <td>13.6×A+5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>25t</td> <td>18.0×A+10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>25t</td> <td>22.4×A+14.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>25t</td> <td>26.8×A+19.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>25t</td> <td>31.2×A+24.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>規格</th> <th>存置日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B1</td> <td>25t</td> <td>9.5×A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階数</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="3">存置日数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>100㎡未満</th> <th>300㎡未満</th> <th>500㎡未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1</td> <td>25t</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階数(N)</th> <th>規格</th> <th>存置日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>16t</td> <td>2.3×A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>16t</td> <td>5.4×A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>16t</td> <td>8.5×A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ロングスパン工事用エレベータ1t未満</td> <td>18.5×N+40.5</td> <td>建築面積1,000㎡ごとに1台</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ロングスパン工事用エレベータ1t未満</td> <td>18.5×N+40.5</td> <td>建築面積1,000㎡ごとに1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>規格</th> <th>存置日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B1</td> <td>16t</td> <td>6.4×A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により <u>機種</u> を選定する。</p>	階数	規格	存置日数	備考	1	25t	13.6×A+5.2		2	25t	18.0×A+10.0		3	25t	22.4×A+14.8		4	25t	26.8×A+19.6		5	25t	31.2×A+24.4		階数	規格	存置日数	備考	B1	25t	9.5×A		階数	規格	存置日数			備考	100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	P1	25t	4	5	6		階数(N)	規格	存置日数	備考	1	16t	2.3×A		2	16t	5.4×A		3	16t	8.5×A		4	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台	5	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台	階数	規格	存置日数	備考	B1	16t	6.4×A	
階数	規格	存置日数	備考																																																																																																																																																												
1	25t	13.6×A+5.2																																																																																																																																																													
2	25t	18.0×A+10.0																																																																																																																																																													
3	25t	22.4×A+14.8																																																																																																																																																													
4	25t	26.8×A+19.6																																																																																																																																																													
5	25t	31.2×A+24.4																																																																																																																																																													
階数	規格	存置日数	備考																																																																																																																																																												
B1	25t	9.5×A																																																																																																																																																													
階数	規格	存置日数			備考																																																																																																																																																										
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満																																																																																																																																																											
P1	25t	4	5	6																																																																																																																																																											
階数(N)	規格	存置日数	備考																																																																																																																																																												
1	16t	2.3×A																																																																																																																																																													
2	16t	5.4×A																																																																																																																																																													
3	16t	8.5×A																																																																																																																																																													
4	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台																																																																																																																																																												
5	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台																																																																																																																																																												
階数	規格	存置日数	備考																																																																																																																																																												
B1	16t	6.4×A																																																																																																																																																													
階数	規格	存置日数	備考																																																																																																																																																												
1	25t	13.6×A+5.2																																																																																																																																																													
2	25t	18.0×A+10.0																																																																																																																																																													
3	25t	22.4×A+14.8																																																																																																																																																													
4	25t	26.8×A+19.6																																																																																																																																																													
5	25t	31.2×A+24.4																																																																																																																																																													
階数	規格	存置日数	備考																																																																																																																																																												
B1	25t	9.5×A																																																																																																																																																													
階数	規格	存置日数			備考																																																																																																																																																										
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満																																																																																																																																																											
P1	25t	4	5	6																																																																																																																																																											
階数(N)	規格	存置日数	備考																																																																																																																																																												
1	16t	2.3×A																																																																																																																																																													
2	16t	5.4×A																																																																																																																																																													
3	16t	8.5×A																																																																																																																																																													
4	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台																																																																																																																																																												
5	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台																																																																																																																																																												
階数	規格	存置日数	備考																																																																																																																																																												
B1	16t	6.4×A																																																																																																																																																													

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>(チ) 情報システム費 情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</p> <p>(リ) 試験費等</p> <p><u>①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。</u> (積み上げによる試験費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿粉じん濃度測定</li> <li>・分析による石綿含有建材の調査</li> <li>・化学物質の濃度測定</li> <li>・六価クロム溶出試験</li> <li>・P C B含有シーリング材の調査</li> <li>・路床土の支持力比（C B R）試験</li> <li>・現場C B R 試験</li> <li>・放射線透過試験</li> <li>・上記に類する各種試験費等</li> </ul> <p><u>②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。</u> (積み上げによる試験費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿粉じん濃度測定</li> <li>・分析による石綿含有建材の調査</li> <li>・P C B含有調査</li> <li>・放射線透過試験</li> <li>・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）</li> <li>・迷走電流測定調査</li> <li>・上記に類する各種試験費等</li> </ul> <p><u>(ヌ) 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する。）</u></p> <p>(2) 処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p>	<p>(ト) 情報システム費 情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</p> <p>(チ) その他</p> <p><u>材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。</u> (積み上げによる試験費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿粉じん濃度測定</li> <li>・分析による石綿含有建材の調査</li> <li>・化学物質の濃度測定</li> <li>・六価クロム溶出試験</li> <li>・P C B含有シーリング材の調査</li> <li>・路床土の支持力比（C B R）試験</li> <li>・現場C B R 試験</li> <li>・上記に類する各種試験費</li> </ul> <p>(2) 処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>第4章 現場管理費</p> <p>1 現場管理費の区分 現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。</p> <p>2 現場管理費の算定方法 (1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 現場管理費率による算定 (イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期) ①現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。 ④. 工期を日数(「〇〇日間」)にて定めた場合は、その日数とする。 ⑤. 現場施工の着手時期が明示されている場合は、現場着手指定日から工期末までの期間の日数とする。 ⑥. 契約締結に議会の議決が必要な場合は、当該議案採決予定日の翌日から工期末までの期間とする。 ②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p>(ロ) とりこわし工事を発注する場合 ①主な工事がとりこわし工事の場合 <u>処分費を除く建築工事(新営建築工事、改修建築工事及びとりこわし工事)の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により、新営建築工事又は改修建築工事の現場管理費を算定し、とりこわし工事の現場管理費は現場管理費率を4.0%として算定する。</u> なお、とりこわし工事の直接仮設工事、石綿含有建材処理工事(積込み及び運搬費を含む。)及び積み上げによる現場管理費は、新営建築工事に含めて算定する。</p>	<p>第4章 現場管理費</p> <p>1 現場管理費の区分 現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。</p> <p>2 現場管理費の算定方法 (1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 現場管理費率による算定 (イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期) ①現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。 ④. 工期を日数(「〇〇日間」)にて定めた場合は、その日数とする。 ⑤. 現場施工の着手時期が明示されている場合は、現場着手指定日から工期末までの期間の日数とする。 ⑥. 契約締結に議会の議決が必要な場合は、当該議案採決予定日の翌日から工期末までの期間とする。 ②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p><u>(ロ) 鉄骨工事の場合の補正</u> <u>共通費基準 4(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。</u> <u>なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の現場管理費とし、鉄骨工事以外の一般工事の工事原価と鉄骨工事の工事原価に区分する。</u></p> <p>(ハ) とりこわし工事を発注する場合 ①主な工事がとりこわし工事の場合 <u>一般工事ととりこわし工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。また、とりこわし工事の現場管理費は現場管理費率を4.0%として算定する。</u> なお、とりこわし工事に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、<u>一般工事(新営建築工事)として取り扱う。</u> <u>また、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費</u></p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>②主な工事（<u>新営工事又は改修工事</u>）にとりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事<u>に含めて算定する。</u></p> <p>(ハ) 外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合（設備工事及びとりこわし工事を除く。） <u>処分費を除く建築工事（当該専門工事を含む。）</u>の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により、<u>当該専門工事以外の建築工事</u>の現場管理費を算定し、当該専門工事の現場管理費は現場管理費率を4.0%として算定する。 なお、当該専門改修工事の<u>直接仮設工事、石綿含有建材処理工事（積込み及び運搬費を含む。）及び積み上げによる現場管理費は、当該専門工事以外の改修建築工事に含めて算定する。</u></p> <p>(三) リース料の<u>取扱い</u> 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>処分費を除く純工事費</u>の合計額に対応する現場管理費率により<u>純工事費からリース料及び処分費を除いた額</u>の現場管理費を算定する。</p> <p>(ホ) 純工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。</p> <p>(ヘ) 現場管理費率の留意事項 ①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用 （略）</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 (イ) 要員等の費用 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）</p> <p>(2) 処分費の<u>取扱い</u> 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。</p> <p>(3) 支給材を使用する場合 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。</p>	<p><u>とし、一般工事の工事原価ととりこわし工事の工事原価に区分する。</u></p> <p>②主な工事（<u>一般工事</u>）にとりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事の<u>率を採用する。</u></p> <p>(三) 外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合（設備工事及びとりこわし工事を除く。） <u>一般工事と当該専門工事</u>の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により<u>一般工事</u>の現場管理費を算定する。また、当該専門工事の現場管理費は現場管理費率を4.0%として算定する。 なお、当該専門改修工事<u>に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（改修建築工事）として取り扱う。</u> <u>また、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価と当該専門工事の工事原価に区分する。</u></p> <p>(ホ) リース料の<u>取扱い</u> 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>一般工事とリース料</u>の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により<u>一般工事</u>の現場管理費を算定する。<u>なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</u></p> <p>(ヘ) 純工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。</p> <p>(ト) 現場管理費率の留意事項 ①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用 （略）</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 (イ) 要員等の費用 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）</p> <p>(2) 処分費の<u>取扱い</u> 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。</p> <p>(3) 支給材を使用する場合 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。</p>

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前																																				
<p>第5章 一般管理費等</p> <p>1 一般管理費等の算定方法</p> <p>(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 一般管理費等率による算定</p> <p>(イ) 前払金支出割合による補正</p> <p>前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。</p> <p>表3-1 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0から5以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5を超え15以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15を超え25以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25を超え35以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 契約保証費について</p> <p>共通費基準 5(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。</p> <p>表3-2 契約保証費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>保証の方法3：上記以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ①当初予定価格内訳書記載の工事費が250万円以下の工事</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 (略)</p>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	0から5以下	1.05	5を超え15以下	1.04	15を超え25以下	1.03	25を超え35以下	1.01	内 容	(%)	保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	保証の方法3：上記以外の場合	補正しない	<p>第5章 一般管理費等</p> <p>1 一般管理費等の算定方法</p> <p>(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 一般管理費等率による算定</p> <p>(イ) 前払金支出割合による補正</p> <p>前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。</p> <p>表3-1 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5を超え15以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15を超え25以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25を超え35以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 契約保証費について</p> <p>共通費基準 5(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。</p> <p>表3-2 契約保証費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>保証の方法3：上記以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ①当初予定価格内訳書記載の工事費が250万円以下の工事</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 (略)</p>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	5以下	1.05	5を超え15以下	1.04	15を超え25以下	1.03	25を超え35以下	1.01	内 容	(%)	保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																																				
0から5以下	1.05																																				
5を超え15以下	1.04																																				
15を超え25以下	1.03																																				
25を超え35以下	1.01																																				
内 容	(%)																																				
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)	0.04																																				
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																																				
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない																																				
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																																				
5以下	1.05																																				
5を超え15以下	1.04																																				
15を超え25以下	1.03																																				
25を超え35以下	1.01																																				
内 容	(%)																																				
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)	0.04																																				
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																																				
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない																																				

長崎県公共建築工事積算基準等資料 新旧対照表

改定後	改定前
<p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 設計変更時の取り扱い            単価基準 第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員若しくは主任監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。</p> <p>※「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（令和6年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>	<p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 設計変更時の取り扱い            単価基準 第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員若しくは主任監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。</p> <p>※「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p>